

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第4号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年11月8日 13時00分ごろ	
発生場所	鹿児島県指宿市長崎鼻北西方沖 指宿市所在の薩摩長崎鼻灯台から真方位288° 1,100m付近 (概位 北緯31° 09.6′ 東経130° 34.6′)	
事故等調査の経過	平成24年1月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 引船 きりしま、19トン 273-8907鹿児島、南生建設株式会社</p> <p>B 起重機船 第八十八南生丸、385トン なし、南生建設株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A プロペラ曲損及び欠損 B なし	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、非自航のB船をえい航して港湾工事現場から船首約0.6m、船尾約2.5mの喫水で移動中、風浪により圧流され、平成23年11月8日13時00分ごろ長崎鼻北西方の護岸堤に乗り揚げた。</p> <p>A船は、浸水等の異常がなかったため、B船をえい航して航行を続けた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 3</p> <p>海象：波高 約2m、潮汐 上げ潮の初期</p>	
その他の事項	<p>船長Aは、初めての航海であった。</p> <p>A船は、B船を伴い、人工リーフ付近で港湾工事に従事していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>A船は、長崎鼻北西方沖においてB船をえい航中、風浪により圧流されたことから、長崎鼻北西方の護岸堤に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、A船が、長崎鼻北西方沖においてB船をえい航中、風浪により圧流されたため、長崎鼻北西方の護岸堤に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風浪により圧流される場合を考慮し、海図等で付近の水深、岸線、浅瀬、陰礁等の水路状況を事前に調査しておくこと。 	